

平成 15 年度
教育行政執行方針

平成 15 年 2 月

北広島市教育委員会

I はじめに

II 主要施策の推進

1 幼児教育の推進（幼稚園教育）

2 学校教育の推進

- (1) 教育環境の整備
- (2) 教育内容と研修の充実
- (3) 児童生徒の健全育成
- (4) 特殊教育の充実
- (5) 学校給食の充実
- (6) 高等学校教育及び他機関への対応

3 社会教育の推進

- (1) 生涯各時期の学習機会の充実
 - ① 幼児・青少年の健全育成
 - ② 家庭の教育力の向上
 - ③ 成人教育の推進
 - ④ 障害児（者）の学習機会・社会参加の推進
- (2) 男女平等参画事業の推進
- (3) 公民館活動の推進
- (4) 読書普及活動の推進
- (5) 芸術文化活動の推進
- (6) 文化財の保護・活用
- (7) 国際化への対応
- (8) スポーツ・レクリエーションの振興

III むすび

I はじめに

平成 15 年第 1 回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げます。

一段と厳しい経済状況の中で、人々の生きがいづくりや生活の豊かさに対する意識は、ますます高まることが予想されます。

少子・高齢社会の到来、学校週 5 日制の完全実施など、急激な社会環境の変化は、人々が生涯の各時期にわたり、学習をベースに豊かで潤いのある生活を送ることを求め、学び培った知識や技術を地域やまちづくりに生かす時代の到来ともいわれております。

北広島市におきましても、市民との協働によるまちづくりをテーマとし、あらゆる場面でまちづくりに市民の主体的な参画を願いながら教育施策の推進に努めております。

これらの活動をさらに推進し、市民の皆さんが心豊かな人生を送るため、生涯にわたって学び、活動できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

このため、まち全体の総合政策を十分踏まえながら「生涯学習を進めるまちづくり」という考え方にに基づき、学校教育・社会教育全般の推進に努めてまいります。

II 主要施策の推進

教育行政の執行にあたって、各分野における主要な施策について申し上げます。

1 幼児教育の推進(幼稚園教育)

はじめに、幼児教育の推進についてであります。

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、少子化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、多様な子育て支援が求められております。

幼稚園には、幼児の健全な発達を促進するとともに、地域の幼児教育センターとしての多様な役割と機能が期待されており、それらの活動を支援してまいります。

また、職員研修費・教材費・障害児入園の補助などにより幼稚園運営の支援を進めるとともに、就園奨励費補助による父母負担の軽減を図ってまいります。

2 学校教育の推進

次に、学校教育の推進についてであります。

平成 15 年度は、新学習指導要領及び学校週 5 日制による教育活動の状況について点検・評価を行いながら、地域と共に歩む教育の推進を基本に、地域・家庭と学校が連携し、児童生徒が主体的に「生きる力」を育むことができる教育課程や授業実践の定着を図る年であります。

そのため、「開かれた学校づくり」を一層推進し、地域や児童生徒の実態に即した教育活動が展開されるようその環境づくりに努めてまいります。

特に、学校教育における重要な課題であります「豊かな心と確かな学力の育成」にあたっては、教職員の資質の向上のための研修の充実を図るとともに、地域の教育力を生かす情報を共有し、豊かな自然体験や生活体験ができるよう教育課程の改善に向けた環境の整備に努めてまいります。

また、学校が地域から支援を受けるとともに、学校施設の開放や教職員の専門性など学校の持つ教育力を地域に提供する双方向の関係の構築を一層進めてまいります。

(1) 教育環境の整備

はじめに、教育環境の整備についてであります。児童生徒の快適な学習環境を確保するため、西部中学校大規模改造事業、大曲小学校講堂防音機能復旧事業、広葉中学校体育館床改修事業などに取り組んでまいります。

また、広葉小学校及び大曲東小学校のトイレの一部洋式化工事を実施いたします。

西部小学校の移転改築につきましては、PTA、地域の方々に組織する「地域に開かれた学校づくりの会」の皆さんの意見も取り入れ策定しております基本設計に基づき、校舎及び講堂の実施設計に取り組むとともに、北広島市土地開発公社に依頼して用地造成工事を実施いたします。

(2) 教育内容と研修の充実

次に、教育内容と研修の充実についてであります。各学校にあつては、学校内外での研修や内部評価に加えて、全校に導入した学校評議員制度を活用するなどして外部評価を行い、教育実践の改善に努めているところであります。

特に今後とも各学校の創意工夫による「総合的な学習の時間」「特色ある学校づくり」などを支援するとともに、現在、文部科学省の指定を受けて推進されている「教育総合推進地域事業(人権教育)」及び「学力向上フロンティア事業」の実践を進めながら全市的に拡充し、その成果を生かしてまいります。

また、新学習指導要領に基づく、理科教材の整備など引き続き教材・教具の整備に努めてまいります。

市内全校への配置が完了したコンピュータについては、多角的な活用を図るとともに、特別教室などへの配置について検討を進めてまいります。

学校図書の実態については、学校の司書教諭と連携を深め、市立図書館とのネットワークを強化してまいります。

このほか、児童生徒のスポーツ・文化活動の交流や、郷土学習・学校行事等の円

滑な運営を支援するとともに、外国語指導助手の活用による国際理解教育の推進に努めてまいります。

また、学用品や給食費などの援助により、就学困難な家庭の児童生徒の就学を支援してまいります。

計画的に実施しております放送設備の改修につきましては、平成 14 年度の高台小学校に引き続き、西の里小学校の設備更新を行います。

教職員の研修につきましては、教育研究会の活動を支援するとともに、石狩教育研修センターや各種研修機関の活用を図ってまいります。

(3) 児童生徒の健全育成

次に、児童生徒の健全育成についてであります。「地域で子どもを育てる」との観点から各地域の青少年健全育成連絡協議会など関係機関・団体との連携を一層深めてまいります。

中学校においては、「心の教室相談員」やスクールカウンセラーの活用により、生徒・保護者・教職員への指導、助言に努めるとともに、適切な生徒指導や適応指導を進めてまいります。

また、学校内外での交通事故をはじめとした多様な事件・事故の防止や安全の確保に対応するため、引き続き地域や PTA、関係機関等との連携を図ってまいります。

(4) 特殊教育の充実

次に、特殊教育の充実についてであります。「特殊教育」から「特別支援教育」への移行という時代の変化を視野に入れながら、一人一人の児童生徒の実態に即した就学指導に努めてまいります。

また、西の里小学校に肢体不自由児学級を新設するとともに、引き続き施設や教材・教具の整備、介助員の配置に努めてまいります。

(5) 学校給食の充実

次に、学校給食の充実についてであります。小学校給食につきましては、民間委託による調理業務が 4 月から本格実施となります。

中学校給食につきましては、平成 14 年度に全校実施が実現したところであり、中学校給食運営委員会などを通して、給食内容の充実に努めてまいります。

また、学校教育での食指導の充実に取り組むため、(仮称)「食に関する指導の手引き作成委員会」を設置し、食指導のあり方について検討を進めてまいります。

(6) 高等学校教育及び他機関への対応

次に、高等学校教育及び他機関への対応についてであります。経済的な理由により進学が困難な家庭に、奨学金や高等学校入学準備金を支給し、費用負担の軽減を図ってまいります。

また、児童生徒の健全育成のため高等学校との連携を進めるとともに、本年4月に開校する札幌日本大学中学校との連携のあり方についても検討してまいります。

次に、児童自立支援施設の北海道立向陽学院についてであります。児童福祉法の改正により、施設のある自治体が入所児童生徒に対する学校教育の責任を負うこととなりましたことから、北海道及び北海道教育委員会などの関係機関と協議を進めてまいります。

3 社会教育の推進

続きまして、社会教育の推進についてであります。

情報化社会の到来など、社会の急激な変化と進歩は、新たな教育課題を生み、課題解決への柔軟な対応が迫られております。

国のIT化政策と連動し、IT関連事業を3か年にわたり展開してまいりましたが、それらを基礎とし、新たに(仮称)「学びネット・キタヒロ」(生涯学習支援システム)を立ち上げ、市民の主体的な生涯学習活動の推進に努めてまいります。

社会教育事業の推進にあたっては、少子・高齢社会に対応した施策事業の展開や市民の主体的な参画を視野に、総合的な事業の推進に努めてまいります。

(1) 生涯各時期の学習機会の充実

① 幼児・青少年の健全育成

はじめに、幼児・青少年の健全育成についてであります。

子どもサポートセンターを設置して1年が経過いたしました。青少年の抱える問題は、複雑・多様化している現状にあります。サポートセンターでは、相談指導体制の充実に努めながら、子どもをはじめ、親や教師の投げかける悩みや課題に適切に対応してまいります。

また、蓄積された実践経験を基に教育現場での対応マニュアルの作成などに取り組んでまいります。

さらに、地区青少年健全育成連絡協議会との緊密な連携に努め、「地域の子どもは、地域で育てる」という意識の定着に努めてまいります。

そのため、青少年健全育成市民大会や北広島青春メッセージの開催など、子どもたちや地域の関係団体が主体的に企画に参加し、自分の意見の発表や主体的な行動に取り組む事業の推進、さらには、学校週5日制に関するアンケート結果を踏まえ、青少年の自然体験・ボランティア体験事業の充実や家庭への意識啓発に努めてまい

ります。

② 家庭の教育力の向上

次に、家庭の教育力の向上についてであります。青少年の健全育成を支えるためには、家庭や地域の教育力の向上が必要となっております。

家庭を取り巻く環境の変化は、親の孤立化など、社会的問題を投げかけており、福祉サイドの子育て支援事業との連携を充実し、相談機能や各種情報の提供を図りながら、親子の学習活動の支援に努めてまいります。

そのため、子育てサークルや保育園、幼稚園、学校などと連携した家庭教育研修会の開催や各種家庭教育事業の充実に努めてまいります。

③ 成人教育の推進

次に、成人教育の推進についてであります。高齢社会の到来と共に、高齢者の学習、文化・スポーツ活動が活発化しております。特に成人全般の「生活の豊かさ」や「生活課題」など、いわゆる生活の質的な豊かさを求める多様な学習ニーズとなって顕在化しております。

そのため、成人や高齢者の培った技術や知識を社会に還元するキャリア・アップのための学習機会の充実をはじめ、学校の総合的な学習に見られる「地域の人材の育成」という視点から、学社融合事業の担い手としての人材活用をはじめ、社会人向け各種教養講座の開設、社会教育施設や他の教育機関との連携に努めてまいります。

④ 障害児（者）の学習機会・社会参加の推進

次に、障害児（者）の学習機会や社会参加の推進についてであります。フレンドリーセンターの活動は、市民ボランティアの協力により学習及び活動内容の充実が図られております。

今後も、市民と共に学び・活動する場として位置づけ、障害者と市民が協働した活動の推進に努めてまいります。

そのため、運営委員会をはじめとする関係団体・機関との連携を強化した各種事業の推進に努めてまいります。

また、障害者用トイレや玄関スロープの設置など、環境整備に努めてまいります。

(2) 男女平等参画事業の推進

次に、男女平等参画事業の推進についてであります。男女が互いの人権を尊重し合い社会の構成員として役割を果たすため、それぞれの置かれている立場や状況を理解し合い、共生できる社会の実現のために市長部局と一体となって各種の学習機会や意識啓発に努めてまいります。

(3) 公民館活動の推進

次に、公民館活動の推進についてであります。公民館活動は、地域課題や生活課題の学習の場としてはもとより、文化・健康づくりの場としても定着しております。

今後は、IT指導者による地域要望に即した講習会の開催、各種講座・講演会などの事業の充実に努めてまいります。

また、緑陽小学校の地域交流スペースや高台小学校のコミュニティルームを開放し、市民の学習活動の場の拡充と地域の特色を生かした学習活動の支援に努めてまいります。

(4) 読書普及活動の推進

次に、読書普及活動の推進についてであります。市立図書館は、開館以来、全国的に見ても高い利用率で推移しております。

平成13年度から新たに取り組みました「児童図書学校巡回事業」は、子どもたちの日常的な読書活動に大きな効果を上げており、8月までに小学校全てに巡回できるよう準備を進めてまいります。

今後も、市立図書館と学校図書館の連携充実に努めながら、地区図書室・移動図書館車の運営充実に努めるほか、図書館フィールド・ネットワークの活動を積極的に支援し、読書普及活動の充実に努めてまいります。

また、市立図書館は、生涯学習推進の中核施設としての機能充実のために(仮称)「学びネット・キタヒロ」(生涯学習支援システム)の中心的役割を果たしてまいります。

(5) 芸術文化活動の推進

次に、芸術文化活動の推進についてであります。芸術文化ホールでは、市民生活に密着した芸術文化活動の推進のため、運営委員会の主体性を尊重しながら生涯芸術体験プランをはじめとする諸事業の充実に努めてまいります。

また、地域に出前するデリバリー事業や広域的文化事業の充実に努め、市内はもとより近隣市町村との連携を視野に事業を展開してまいります。

今後とも、運営委員会の体制を充実し、市民の主体的な活動を助長しながら、各種事業の充実に努めてまいります。

(6) 文化財の保護・活用

次に、文化財の保護・活用についてであります。先人の残された文化遺産を保

存・継承し後世に伝えるため、自然科学、埋蔵文化財、生活文化など、文化財資料の計画的な収集、保存が継続的な課題と考えております。

そのため、身近な郷土学習のテーマによる学習機会の充実、計画的な資料収集に加え、総合的な文化行政の推進を図るため、文化振興計画の策定に取り組んでまいります。

(7) 国際化への対応

次に、国際化への対応についてであります。国際化社会に適応できる人材の育成を図るため、各種交流活動の推進が求められております。

そのため、北広島国際交流協議会との連携により、カナダ・サスカトゥーン市への高校生派遣事業の実施をはじめ、各種国際交流事業の推進に努めてまいります。

また、事業の推進基盤整備のため、ホームステイ、通訳ボランティアの確保など、運営組織の育成に努めてまいります。

(8) スポーツ・レクリエーションの振興

次に、スポーツ・レクリエーションの振興についてであります。社会の急激な変化は、人々の精神的・肉体的ストレスを増大させ、健康を志向する市民の増加につながっております。

そのため、地域特性を生かした事業の充実や人生各期に適したスポーツ・レクリエーション活動の推進や施設整備が必要となっております。

特に平成15年度は、10回目を迎える「元気出すカーニバル」を「第19回北海道健康まつり」と共催し、市民の健康づくり意識の啓発に努めるなど、関係機関・団体との連携・協働により、市民の主体的な参加による事業の定着を図ってまいります。

施設につきましては、大曲住民プールの簡易温水化に伴う運営の充実及び西の里住民プールの簡易温水化工事に取り組んでまいります。

III むすび

以上、平成15年度の教育行政の各分野における主要な方針を申し上げます。

生涯学習が市民の皆さんの主体的なまちづくりの推進に寄与し、市民相互の心のネットワークづくりに役立つよう、総合的な視点から施策を推進するとともに、変化の著しい社会情勢に柔軟かつ適切に対応しつつ、北広島市の特色ある生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。